

マカロニ類についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○マカロニ類についての検査方法（昭和 40 年 10 月 19 日農林省告示第 1247 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
マカロニ類についての検査方法 1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うマカロニ類についての検査方法を規定する。 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 2633 マカロニ類 3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 2633 による。 4 検査の方法 検査は、次の方法によって行わなければならない。 a) 検査は、抽出して行う。 b) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、簡条 5 による。 5 検査 5.1 第 1 種検査方法 5.1.1 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ類の 1 日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1 個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から 1 箱又は 1 袋（内容重量が 300 g 未満のものにあつては、300 g 以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から 300 g 以上を採取して試料とする。 5.1.2 検査に係る格付の基準 試料ごとに、JAS 2633 に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の全てが JAS 2633 に定める基準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ類を合格に格付する。 5.2 第 2 種検査方法への移行 5.1 によって検査を行った結果、その検査荷口のマカロニ類が連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、	マカロニ類についての検査方法 （新設） （新設） （新設） （新設） 1 検査は、抽出して行う。 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3 から 6 までに定めるところによる。 （新設） 3 第一種検査方法 (1) 抽出の割合 原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ、スパゲッティ、ヌードル又はバーミセリー（以下「マカロニ等」という。）の一旦分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に一個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から一箱又は一袋（内容重量が五〇 g 未満のものにあつては、五〇 g 以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から五〇 g を採取して試料とする。 (2) 検査に係る格付の基準 試料につき、マカロニ類の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ等を合格に格付する。 4 第二種検査方法への移行 3 に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のマカロニ等が連続して五回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査

5.3による。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合

5.2によって抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5.3によることとなったマカロニ類で、原料及び製造条件が同一と認められるものの30日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容重量が300 g未満のものにあつては、300 g以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から300 g以上を採取して試料とする。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.1.2による。

5.4 第1種検査方法への移行

5.3によって検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5.1による。

に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

5 第二種検査方法

(1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったマカロニ等で、原料及び製造条件が同一と認められるものの一五日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に一個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から一箱又は一袋（内容重量が五〇 g未満のものにあつては、五〇 g以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から五〇 gを採取して試料とする。

(2) 検査に係る格付の基準

3の(2)に同じ。

6 第一種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。